

会員企業様
紹介コーナー
No.11



元気株式会社 様

(令和3年に会員になりました)

ゲームソフト関連事業を手掛けられ、今年で設立35周年を迎えられる元気株式会社様。“「楽しい」を世界に届ける”をビジョンに掲げられ、ゲームソフトの開発を中心に、パチンコ・パチスロ事業、Web3.0技術、デジタルツイン、さらにAIなどを活用したゲーム以外の分野にも、活動の場を広げられています。

今年の1月には、代表作である首都高バトルシリーズの最新作、Steam®版「首都高バトル/Tokyo Xtreme Racer」の販売・配信を開始されています。

配信URL : <https://store.steampowered.com/app/2634950/>

「型にはまらないこと」をモットーに、数人のクリエイター集団から始まった元気様。これからも好きなことを楽しむ人々が集い、私たちに「おもしろい!」「楽しい!」を提供し続けてくれることでしょう。

なお、元気様は先般ご案内した廃業を予定されている兵賀社労士事務所様から、当協会へ先行して移転契約されたお会社となります。



会社URL: <https://www.genki.co.jp/company/>

令和7年度の雇用保険料率について

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの雇用保険料率が公示されました。失業等給付等の保険料率は、一般の事業は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000（令和6年度は6.0/1,000）、農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は、6.5/1,000（令和6年度は7.0/1,000）に変更になります。

詳細は⇒ [URL:https://www.mhlw.go.jp/content/001401966.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/001401966.pdf)

なお、雇用保険料率を変更するタイミングは、4月1日以降最初に到来する締日より支給される給与からとなります。

(例)

3/1~3/31締め、4/20払いの場合…3/31に支払いが確定するため、4/20の給与は旧料率で計算
3/21~4/20締め、4/30払いの場合…4/20に支払いが確定するため、4/30の給与は新料率で計算



育児・介護休業法改正令（和7年4月1日から段階的に施行）

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するために措置の拡充や介護離職帽子のための雇用環境整備、個別通知・意向確認の義務化などの改正が行われます。

令和7年4月1日から施行されるのは以下の1)～9)となります。

1) 子の介護等休暇の見直し

- ①対象となる子の範囲の拡大（小学校3年生終了まで）
- ②所得事由の拡大（感染症に伴う学級閉鎖、入園（入学）式、卒園式を追加）
- ③労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止

2) 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大

請求可能となる労働者の範囲の拡大（小学校就学前の子を養育する労働者）

3) 短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワーク追加

代替措置のメニューに「テレワーク」を追加

4) 育児のためのテレワーク導入

3歳未満の子の養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業者の努力義務化

5) 育児休業所得状況の公表義務適用拡大

好評義務の対象となる企業の拡大（従業員数300人超の企業）

6) 介護休業を所得できる労働者の要件緩和

労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止

7) 介護離職防止のための雇用環境整備

介護休業や介護両立支援制度の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下の①～④のいずれかの措置を講じなければなりません

- ①研修の実施、②相談窓口の設置、③事例の収集・提供、④利用促進に関する方針の周知

8) 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

- ①介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認を行う
- ②介護に直面する前の早い段階（40歳等）での情報提供の実施

9) 介護のためのテレワーク導入

要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークをせんとくできるように措置を講ずることが、事業主の努力義務化されます

令和7年10月1日からの施行は以下となります

10) 柔軟な働き方を実現するまでの措置の拡充と周知・意向確認

11) 仕事と育児の両立に関する個別の移行聴取・配慮義務

<詳細は下記URLをご参照ください。>

URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>



協会よりご連絡

すでにご案内の通り、この4月より新宿の兵賀事務所様から約70社（最終的には約80社）の新たな契約会員企業様をお迎えすることとなりました。みさき労務グループとしましては、これを機会に事業基盤の強化、サービス向上に努めてまいります。皆様には、引き続きのご支援を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

社会保険労務士法人みさき 東京労働福祉協会

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-4-6 町田ビル2階

TEL: 03-3261-1167 (0156) FAX: 03-3261-0157

E-mail: info@trfk.jp URL:<https://www.misaki-romu.com>

